

只見町公共施設等 総合管理計画



平成 29 年 3 月



只見町

目 次

はじめに	1
1．計画の背景と目的	1
2．計画の位置づけについて	1
3．計画の対象範囲について	2
(1) 計画対象範囲	2
(2) 施設の単位	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法	2
4．計画期間について	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し	3
1．只見町の概要	3
2．人口の推移と今後の見通し	4
(1) 人口の推移	4
(2) 年齢3階層の人口の推移	5
(3) 将来人口の推計	6
3．歳入歳出の推移と財源の見込み	7
(1) 歳入の状況(一般会計等)	7
(2) 歳出の状況(一般会計等)	8
第2章 公共施設等の現状	12
1．公共施設等の現状	12
(1) 公共施設の保有状況	12
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積	14
2．建築年別公共施設等の現状	15
(1) 建築年別分布	15
(2) 経過年数の状況	16
(3) インフラ施設の状況	18
(4) 耐震化の現況	19
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	20
1．公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	20
(1) 建替えコストの考え方	20
(2) 大規模改修コストの考え方	21
(3) インフラ施設の更新の考え方	23
2．公共施設等に対する投資的経費の見通しおよび中長期的な経費の見込み	25
(1) 公共施設等の投資的経費の状況	25
(2) 公共施設等の更新の考え方について	26
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み	27

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	28
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	28
(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応	28
(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応	28
(3) 厳しさを増す財政状況への対応	28
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	29
3. 具体的な取組方針	31
(1) 点検・診断等の実施方針	31
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	32
(3) 安全確保の実施方針	32
(4) 耐震化の実施方針	33
(5) 長寿命化の実施方針	33
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針	34
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	34
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	36
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	36
(1) 行政施設	36
(2) 町民文化系施設	36
(3) 社会教育系施設	37
(4) スポーツ・レクリエーション施設	37
(5) 保健・福祉施設	38
(6) 学校教育系施設	38
(7) 子育て支援施設	39
(8) 産業系施設	39
(9) 公営住宅	40
(10) 医療施設	40
(11) 観光施設	41
(12) 歴史的建造物	41
(13) インフラ関連施設（建屋）	42
(14) その他の施設	42
2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について	43
(1) 道路・橋梁	43
(2) 上水道施設（管路）	43
(3) 下水道施設（管路）	44
第6章 推進体制	45
1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方	45
2. フォローアップの実施方針	45

はじめに

1. 計画の背景と目的

厳しい財政状況が続く中で、本町が所有する公共施設等は老朽化が進んでいます。今後、維持・修繕の必要性はますます増加し、最終的には将来の建替え費用の集中的投資に直面することが予想されています。また、人口減少および少子化等により、今後の公共施設等の利用形態が変化していくことが見込まれます。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。

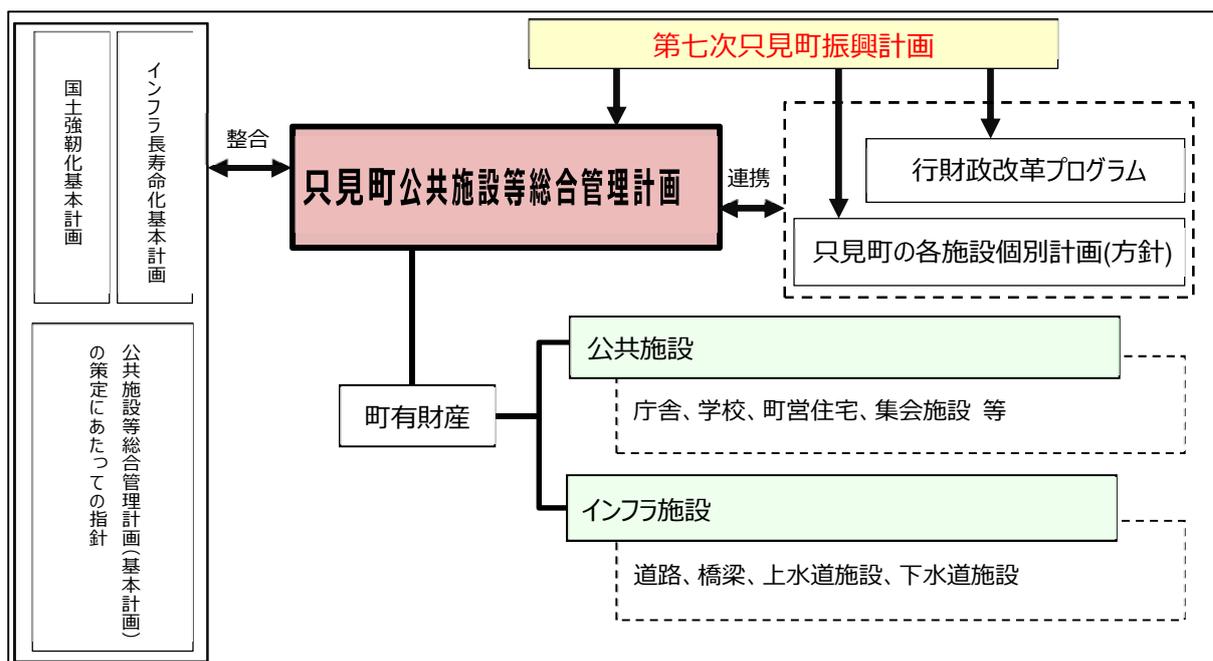
本町においても、少子高齢化等の進行および人口減少による構造の変化と、地方交付税の段階的縮減を背景に、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加への対応・対策および公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっております。

そこで、公共施設の利用状況等を把握・分析し、町民にとって最適な公共サービスを提供するために今後の公共施設のあり方の検討を進め、公共施設マネジメント推進の方針を定めるために、本計画を策定することとしました。

2. 計画の位置づけについて

これまで本町は将来に向けた公共施設の利活用にあたって、「行財政改革プログラム」「只見町集中改革プラン」等の方針に基づくと共に、指定管理者制度導入などの検討・推進を行ってきました。

本計画は、公共施設等の全体把握をもとに、将来のまちづくりを見据えながら、「只見町町営住宅長寿命化計画」や橋梁の「只見町長寿命化修繕計画」をはじめとする関連計画と連携し、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことにより、コストと便益の最適な状態で公共施設等を保有、運営、維持するための公共施設マネジメント推進の方針を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置付けられます。



公共施設等総合管理計画の位置付け

3．計画の対象範囲について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）およびインフラ施設とします。

- ・ 公共施設 : 公共系建築物
- ・ インフラ施設 : 道路・橋梁（町道・林道）、上水道（簡易水道）の管路、
 下水道（農業集落排水処理施設）の管路

(2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設では、棟別に数棟に区分される場合（例えば、只見小学校の校舎、体育館など）があります。そこで、施設の集計単位として、施設ごとかつ棟別に調査を行ったうえで、施設情報を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『只見町固定資産台帳（平成27年度）』の内容（施設名称、建物名称、建物分類、建築年、延床面積、構造等）を基に作成した調査票により、各課へのヒアリング調査を行ったうえで、その回答結果に基づき施設基本情報として整理を行いました。

4．計画期間について

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 只見町の概要

本町は四方を緑の山々に囲まれ、福島県の西南にあり、西南部は新潟県に接しています。町の中央に流れる伊南川や只見川の清らかな流れと、面積の 94% を占める豊かな森林資源に恵まれ、わが国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境から生まれる四季の美しい移り変わりが、緑と水の郷・只見の源となっています。

また、戦後には只見川を利用した電源開発事業が大々的に取り組まれ、一大電源地帯として脚光を浴びるという歴史を持ち、さらに古く江戸時代には南山御蔵入と呼ばれる幕府直轄の地に編入されていました。現在の只見町は、伊北村と明和村との合併を経て、昭和 34 年の朝日村との合併により発足したものです。

表 1.1.1 地域の面積

町名	面積
只見町	747.53k m ² (東京 23 区の約 1.2 倍)

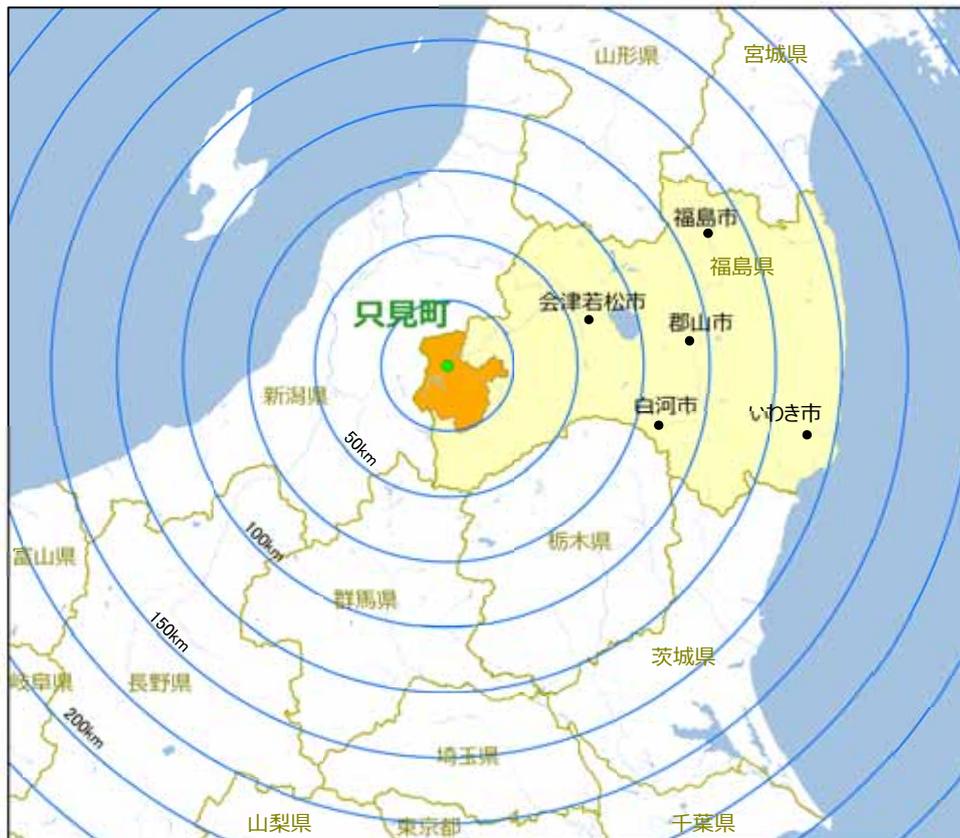


図 1.1.1 只見町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数は、平成 27 年国勢調査によると、人口 4,470 人、世帯数 1,762 世帯とされ、1 世帯あたり人員は 2.54 人となっています。

人口は、昭和 40 年時点の 9,661 人から年々減少傾向となっています。世帯数は、平成 2 年に初めて 2,000 世帯を下回るとともに、1 世帯あたり人員も平成 12 年に 3 人を下回り、いずれも年々減少しています。

人口・世帯数の状況について、表 1.2.1 および図 1.2.1 に人口・世帯数の推移を示します。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

	総人口(人)	世帯数	平均世帯人員
昭和 40 年	9,661	2,080	4.64
昭和 45 年	8,838	2,107	4.19
昭和 50 年	7,759	2,031	3.82
昭和 55 年	7,271	2,021	3.60
昭和 60 年	6,731	2,054	3.28
平成 2 年	6,170	1,923	3.21
平成 7 年	5,804	1,929	3.01
平成 12 年	5,557	1,929	2.88
平成 17 年	5,284	1,915	2.76
平成 22 年	4,932	1,851	2.66
平成 27 年	4,470	1,762	2.54

出典：国勢調査

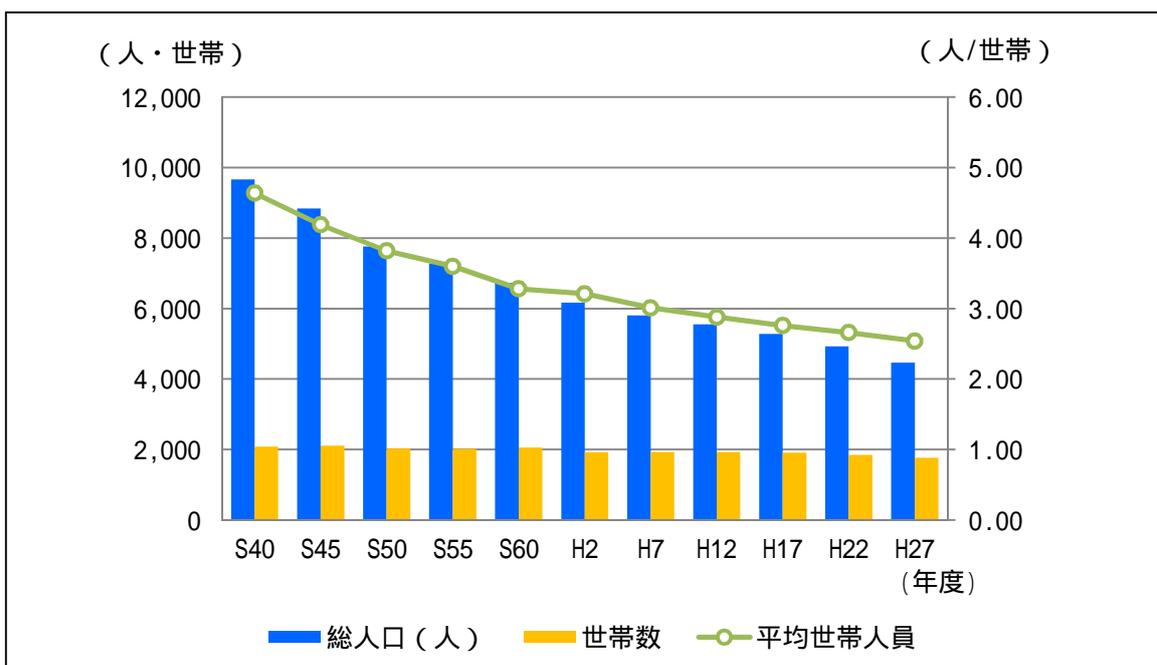


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

(2) 年齢 3 階層の人口の推移

本町の年齢 3 階層別人口は、老年人口（65 歳以上）が昭和 55 年の 1,118 人（15.4%）から平成 27 年には 1,977（44.2%）と大幅に増加している一方、年少人口（15 歳未満）は昭和 55 年の 1,445 人（19.9%）から平成 27 年には 426 人（9.5%）と減少しており、少子・高齢化が急速に進行しています。

人口の状況について、表 1.2.2 および図 1.2.2 に年齢 3 階層別人口の推移を示します。

表 1.2.2 年齢 3 階層別人口の推移 (人)

調査年	総人口	区分			割合		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和 55 年	7,271	1,445	4,708	1,118	19.9%	64.8%	15.4%
昭和 60 年	6,731	1,189	4,295	1,247	17.7%	63.8%	18.5%
平成 2 年	6,170	969	3,721	1,480	15.7%	60.3%	24.0%
平成 7 年	5,804	809	3,306	1,689	13.9%	57.0%	29.1%
平成 12 年	5,557	667	2,948	1,942	12.0%	53.1%	34.9%
平成 17 年	5,284	590	2,599	2,095	11.2%	49.2%	39.6%
平成 22 年	4,932	526	2,369	2,036	10.7%	48.0%	41.3%
平成 27 年	4,470	426	2,067	1,977	9.5%	46.2%	44.2%

出典：国勢調査

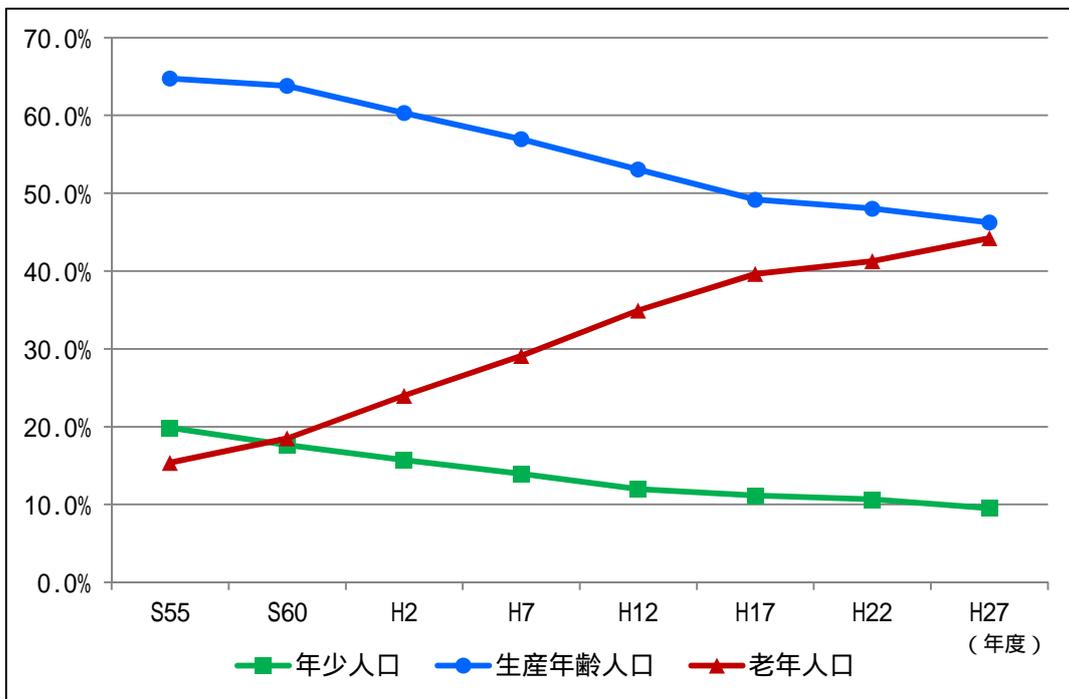


図 1.2.2 年齢 3 階層別人口の構成比

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

本町では、只見町人口ビジョン（以下「町人口ビジョン」という。）を平成27年10月に策定し、将来人口を推計しています。

町人口ビジョンでは、住民基本台帳人口に基づき、施策を講じず現在の人口動向が続く場合における独自推計（パターン⑤）による人口推計結果として、平成52年における人口は2,660人（平成27年比：42.3%減）と推計されています。

一方では、合計特殊出生率を徐々に上げながら平成52年で2.3とし、町外からの転入・定着の促進、子育て世代の転出を抑制するための各種施策により人口を底上げすることで、平成52年に3,035人を確保する人口推計（パターン①）を行っています。

以上により、本町においては、平成52年における将来人口3,000人を目標として目指すこととします。なお、年少人口は331人、生産年齢人口は1,475人、老年人口は1,229人と推計されています。

表 1.2.3 年齢別将来人口推計

■設定値						
●合計特殊出生率						
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
パターン⑤	1.66	1.79	1.91	2.03	2.17	2.30
●年齢三区分別人口（人）						
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口	4,614	4,216	3,856	3,536	3,276	3,035
年少人口(0~14歳)	440	339	297	325	344	331
生産年齢人口(15~64歳)	2,145	1,970	1,855	1,712	1,590	1,475
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229

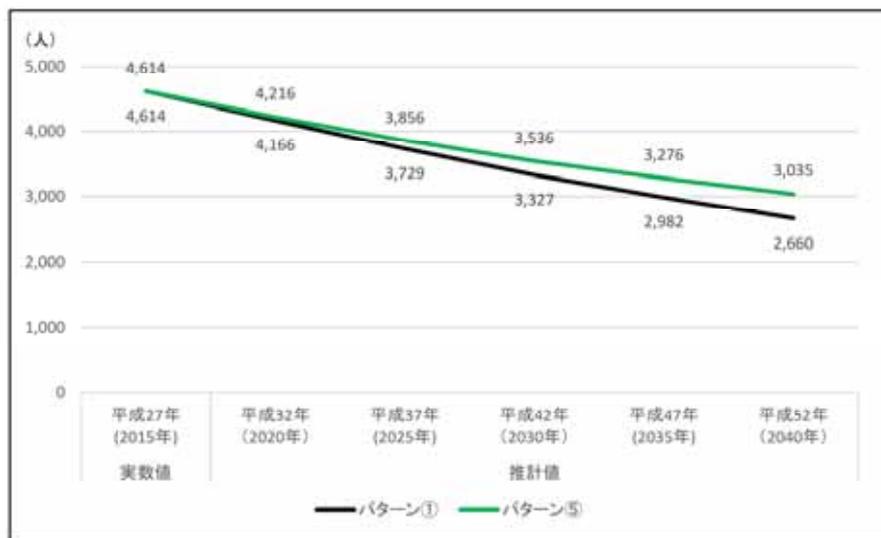


図 1.2.3 人口の将来展望

出典：只見町人口ビジョン

3 . 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況 (一般会計等)

平成 27 年度の歳入は約 66.7 億円で、そのうち地方税は 9.1 億円で全体の約 14% を占めています。

平成 23 年度から平成 25 年度における歳入の伸びは、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨に起因する復興需用に伴うもので、復興が進んだ今では縮小しています。また、中・長期的に生産年齢人口の減少と高齢化の進行が予測される中で、今後、地方税の減少が懸念されます。

平成 18 年度から平成 27 年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表 1.3.1 および図 1.3.1 に歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地方税	987	1,037	1,000	985	953	975	947	967	951	914
譲与税	120	83	80	75	73	71	66	63	60	62
交付税	2,032	2,096	2,233	2,292	2,448	3,158	3,023	2,755	2,760	2,668
国補助	361	217	668	160	545	513	490	545	385	258
県補助	276	243	263	290	361	697	1,512	1,200	609	722
地方債	671	433	341	108	476	522	252	300	601	930
その他	324	592	664	559	351	636	1,169	969	997	1,119
歳入計	4,772	4,702	5,250	4,470	5,207	6,572	7,460	6,799	6,361	6,675

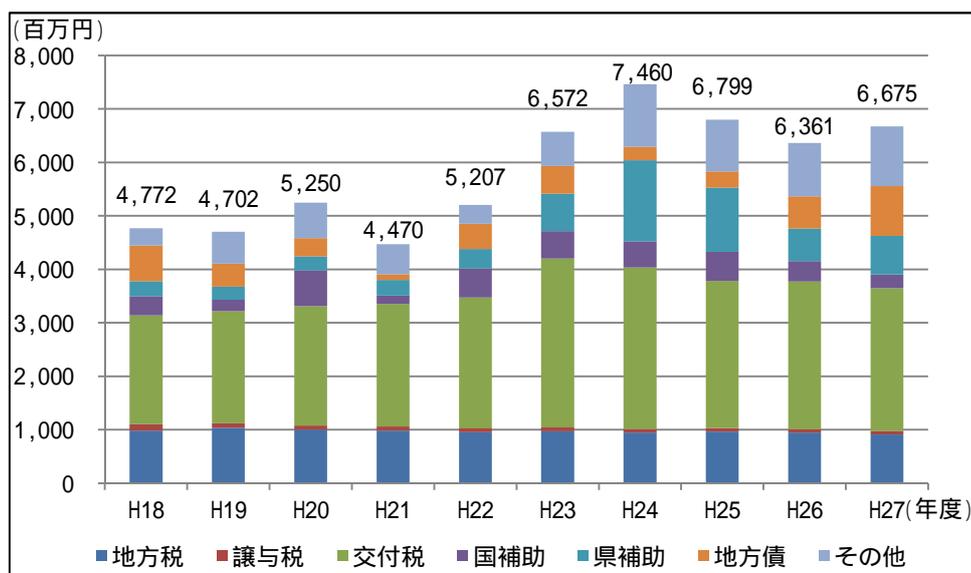


図 1.3.1 歳入の推移

出典：地方財政状況調査

(2) 歳出の状況(一般会計等)

平成27年度の歳出は約55.5億円であり、普通建設事業費は約9.8億円で約18%を占めています。

また、扶助費は約1.8億円で全体の3%程度を占めていますが、平成18年度以降は徐々に増加傾向にあり、高齢社会となった現状では今後更に増加が見込まれます。

今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向にあるため、普通建設事業費(投資的経費)に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。

平成18年度から平成27年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表1.3.2および図1.3.2に歳出の推移を示します。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	813	838	799	764	793	809	799	788	810	831
物件費	488	445	460	519	541	773	652	925	958	1,007
維補費	92	107	87	116	132	160	185	198	240	194
扶助費	72	85	85	88	134	200	500	409	323	176
補助費	495	518	666	500	460	511	553	718	1,170	1,181
公債費	695	871	662	792	673	730	440	414	416	421
繰出金	550	600	593	658	663	849	1,170	764	676	763
普通建設事業費	1,201	830	1,130	555	959	531	415	475	746	980
歳出計	4,407	4,295	4,483	3,992	4,356	4,563	4,713	4,691	5,339	5,553

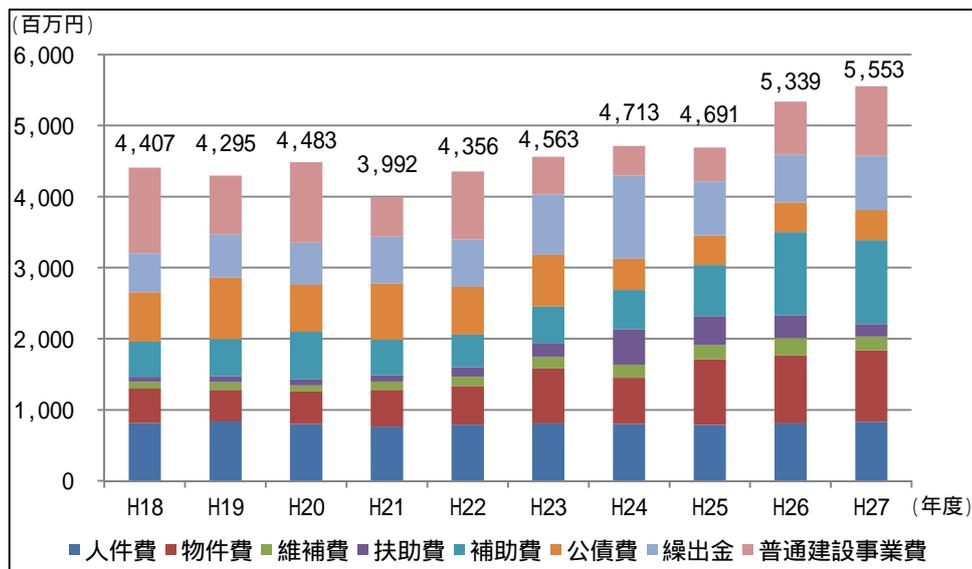


図 1.3.2 歳出の推移

出典：地方財政状況調査

(3) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況について、表 1.3.3 および図 1.3.3～1.3.6 に財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率および将来負担比率の推移を示しています。

表 1.3.3 財政力指数の推移

区分	市町村	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財政力指数	只見町	0.29	0.28	0.27	0.25	0.25	0.25	0.25
	県市町村平均	0.47	0.45	0.43	0.43	0.44	0.44	0.45
経常収支比率	只見町	78.5	70.4	71.8	71.7	74.2	75.2	73.5
	県市町村平均	82.9	87.6	85.0	85.4	86.1	86.1	84.6
実質公債費比率	只見町	9.6	6.8	5.0	3.9	3.7	3.5	2.9
	県市町村平均	12.4	11.5	10.5	9.7	8.6	8.6	7.6
将来負担比率	只見町	-	-	-	-	-	-	-
	県市町村平均	76.4	55.2	40.3	23.0	14.1	14.1	2.6

出典：平成 21 年度～27 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

財政力指数¹

人口の減少および自主財源の割合が低いことから、財政力指数は県市町村平均と比べて 0.2 ポイントほど低い水準に留まっています。平成 21 年度以降、0.29 から 0.25 ポイントの間で推移し、県内市町村平均から下回るものの横ばい傾向が続いています。

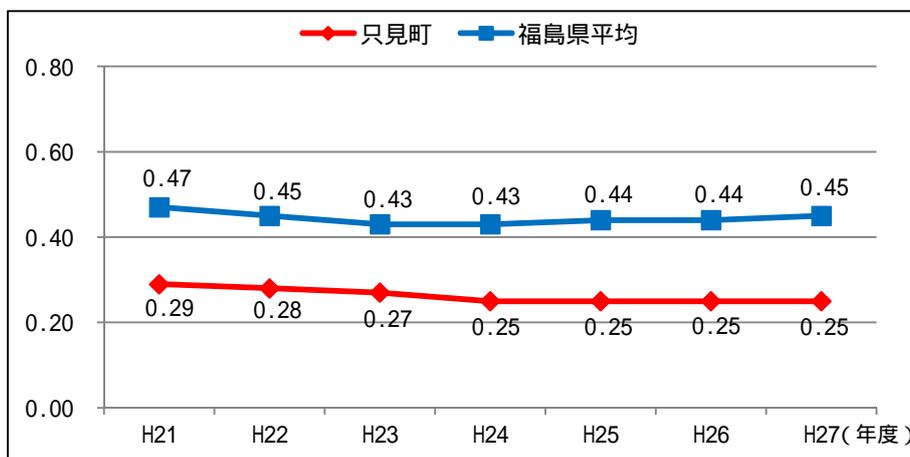


図 1.3.3 財政力指数の推移

1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値です。

経常収支比率²

平成21年度以降は、70～80ポイントの間で推移しています。また平成21年度以降、県内市町村平均より低い値で推移しており、県の中ではやや良好な経営状況を維持しているといえます。但し、平成22年度以降、1年あたり1ポイント程度ずつ増加しており、今後も歳出を縮減していく必要があるといえます。

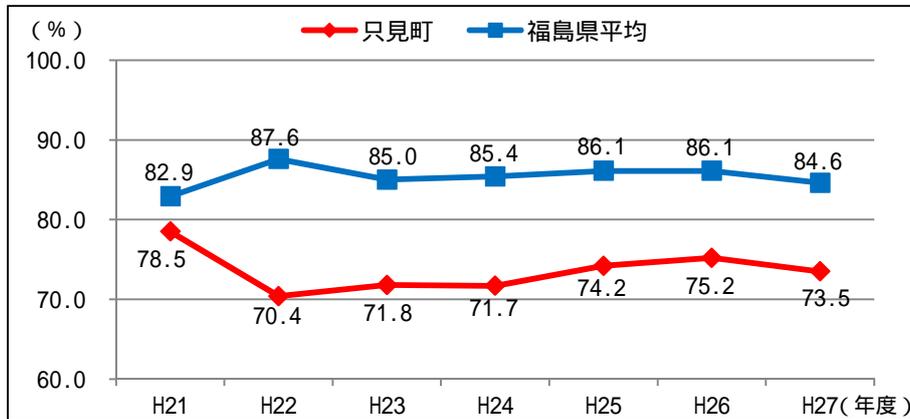


図 1.3.4 経常収支比率の推移

2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

実質公債費比率³

早期健全化基準の25%および起債許可団体となる18%を下回る健全な状況であり、平成21年度以降改善傾向が続いています。また同年以降、県内市町村平均より低い水準を保っています。

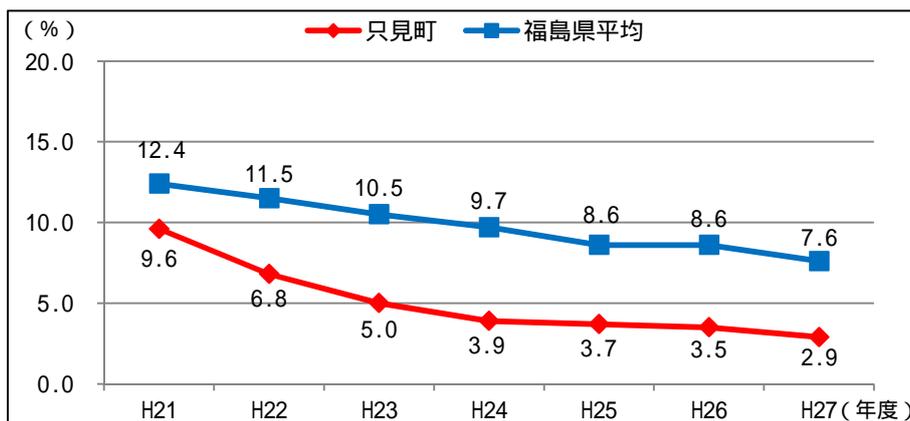


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額およびこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることになります。

将来負担比率⁴

平成 21 年度以降、本町においては実質赤字額または連結実質赤字額が無い⁴ため、将来負担比率が算定できません。これは、現時点で財政的には良好な状況を保っていることを示しています。

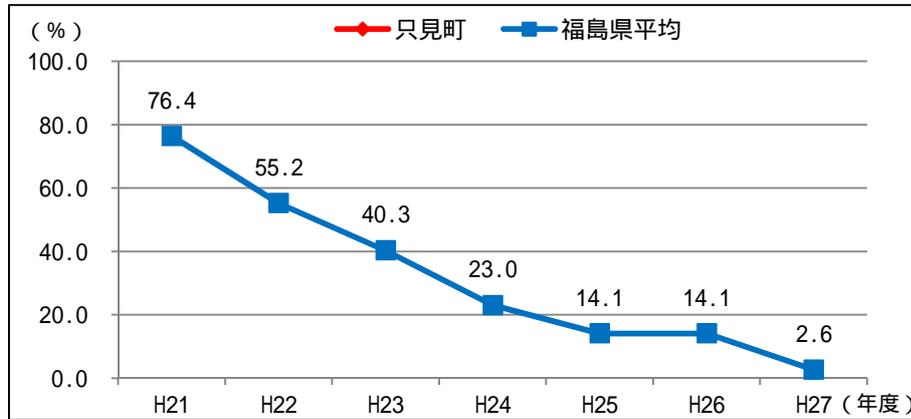


図 1.3.6 将来負担比率の推移

参考：平成 20 年度は 26.1%です。

4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

ヒアリング調査の実施について

本計画策定の基礎データを作成するために、各施設所管課に対して配付した調査表によるヒアリングの実施を主として、資料収集とデータの整理を行いました。

対象施設の用途区分

本計画の対象施設における用途区分を以下に示します。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	役場本庁舎、教育委員会
2 町民文化系施設	集会施設、公民館
3 社会教育系施設	博物館、資料展示場
4 スポーツ・レクリエーション施設	多目的広場、体育館
5 保健・福祉施設	保健福祉センター、介護老人保健施設
6 学校教育系施設	小学校、中学校、教職員住宅 等
7 子育て支援施設	保育所
8 産業系施設	誘致企業加工場、共同作業場、養魚場 等
9 公営住宅	町営住宅
10 医療施設	診療所、診療所医師住宅 等
11 観光施設	記念館、青少年旅行村
12 歴史的建造物	国重要文化財
13 インフラ関連施設	簡易水道、農業集落排水処理施設
14 その他の施設	倉庫、車庫、公衆便所、移動通信用鉄塔 等

用途別公共施設の保有状況

本町の公共施設の総棟数は141施設（233棟）であり、床面積の合計は76,231.0㎡となっています。延床面積の内訳は、学校教育系施設が26.9%、次いで観光施設が16.6%、町民文化系施設が10.2%、公営住宅が9.3%の順となっています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積 構成比
1 行政施設	2	2	5,447.6	7.1%
2 町民文化系施設	31	31	7,747.8	10.2%
3 社会教育系施設	2	2	1,763.9	2.3%
4 スポーツ・レクリエーション施設	3	3	1,774.3	2.3%
5 保健・福祉施設	3	5	4,746.1	6.2%
6 学校教育系施設	14	46	20,523.8	26.9%
7 子育て支援施設	3	3	1,951.0	2.6%
8 産業系施設	5	9	1,574.3	2.1%
9 公営住宅	14	30	7,091.0	9.3%
10 医療施設	5	10	3,557.6	4.7%
11 観光施設	15	45	12,659.3	16.6%
12 歴史的建造物	1	1	99.0	0.1%
13 インフラ関連施設	20	22	3,371.1	4.4%
14 その他の施設	23	24	3,924.2	5.1%
総計	141	233	76,231.0	100.0%

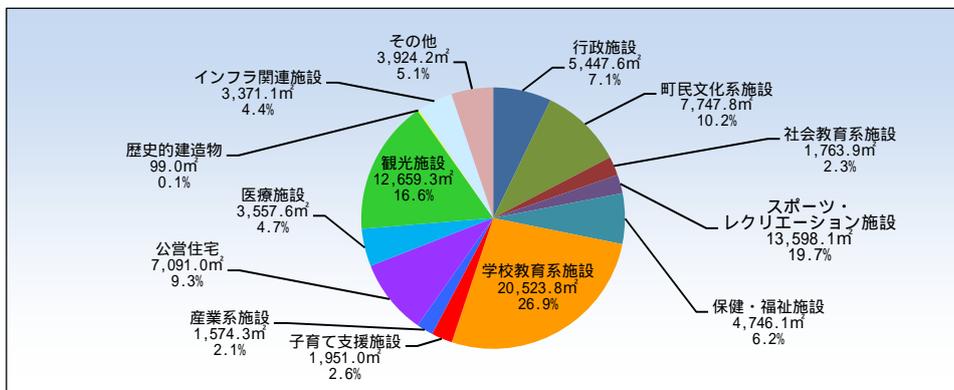


図 2.1.1 公共施設の延床面積とその割合

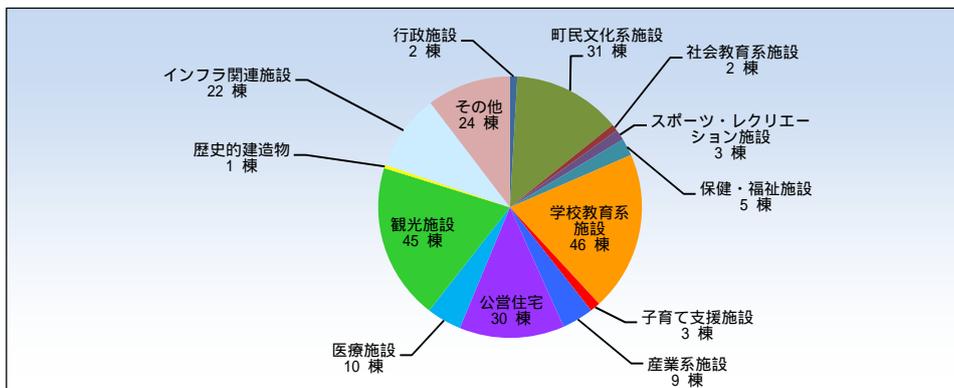


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町の人口(国勢調査要計表による平成27年10月1日現在4,470人)1人あたりの公共施設の延床面積は、17.1 m²/人となっています。

また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設およびインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均3.22 m²/人に比べて約5倍となっています。

表2.1.3 用途別の1人あたりの延床面積

施設の用途	延床面積(m ²)	床面積(m ² /人)
1 行政施設	5,447.6 m ²	1.2
2 町民文化系施設	7,747.8 m ²	1.7
3 社会教育系施設	1,763.9 m ²	0.4
4 スポーツ・レクリエーション施設	1,774.3 m ²	0.4
5 保健・福祉施設	4,746.1 m ²	1.1
6 学校教育系施設	20,523.8 m ²	4.6
7 子育て支援施設	1,951.0 m ²	0.4
8 産業系施設	1,574.3 m ²	0.4
9 公営住宅	7,091.0 m ²	1.6
10 医療施設	3,557.6 m ²	0.8
11 観光施設	12,659.3 m ²	2.8
12 歴史的建造物	99.0 m ²	0.0
13 インフラ関連施設	3,371.1 m ²	0.8
14 その他の施設	3,924.2 m ²	0.9
総計	76,231.0 m ²	17.1

また、福島県内における同規模町村との公共施設保有量を比較しました。他の団体と比較しても1人あたりの公共施設保有面積が多いことが分かります。

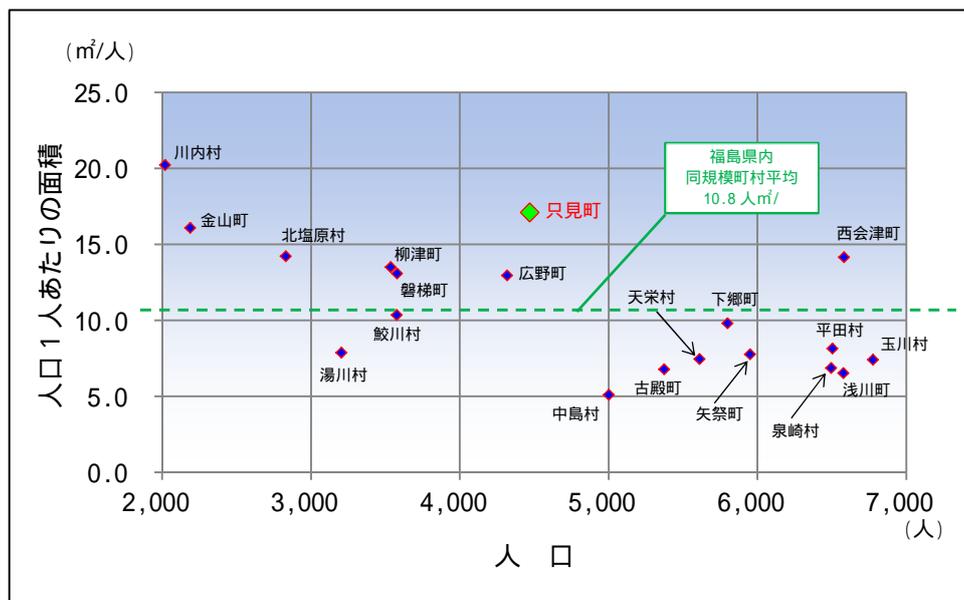


図2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の比較

出典：平成26年度 公共施設状況調経年比較表(総務省)

只見町の人口は住民基本台帳(平成26年1月1日)

福島県における、人口2,000人以上8,000人未満の自治体(町村)を抽出しています。

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和49年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和56年（1981年）以前に建てられた施設は、全体の床面積の27.2%を占めています。

昭和61年度には「教育委員会分庁舎」や「町民体育館」が、平成8年度には「交流促進センター 季の郷・湯ら里」が建築されており、この期間に学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設など、規模の大きな施設が比較的多く整備されました。近年においては、平成18年度に「只見中学校」の建替えを行っております。今後、当時建築した施設の大規模改修や建替えの必要性が集中的に発生するものと予想されます。

下図は、本町の公共施設における建築年別の延床面積の合計を示したグラフです。

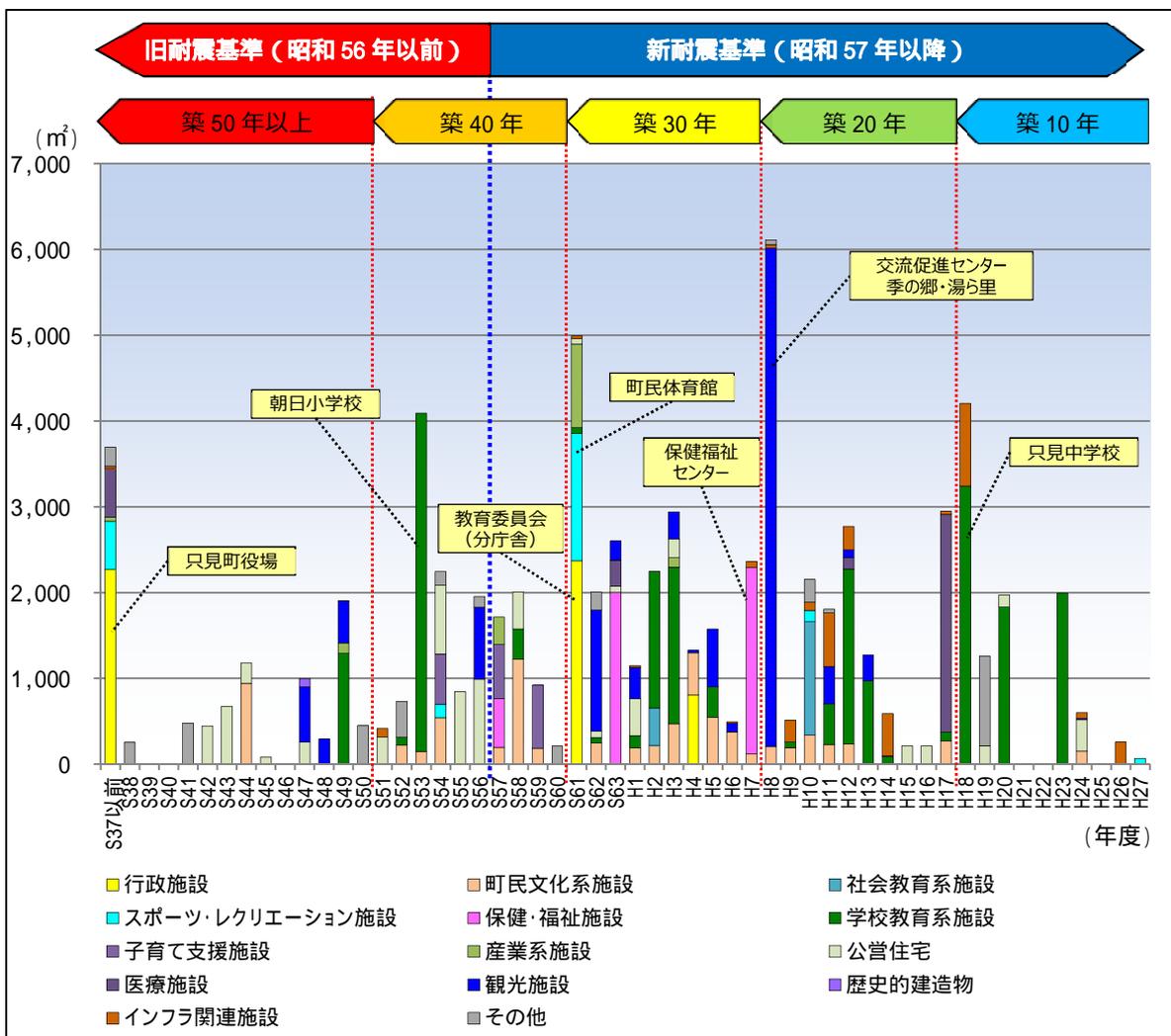


図 2.2.1 公共施設の建築年別延床面積

(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいわれています。よって、建築後30年を目安に施設の老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「子育て支援施設」と「産業系施設」、「スポーツ・レクリエーション施設」、「行政施設」において30年以上を経過した建物の割合が85%から100%に達しており、老朽化が目立っています。その他では、「公営住宅」、「その他の施設」のうち50%以上が30年以上経過した建物で占められています。

全体で見ると、延床面積比で40.1%の施設が30年以上を経過しており、老朽化が進みつつあります。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	比率 (%)		
1 行政施設	4,641.2	85.2%	806.4	5,447.6
2 町民文化系施設	3,459.6	44.7%	4,288.2	7,747.8
3 社会教育系施設	0.0	0.0%	1,763.9	1,763.9
4 スポーツ・レクリエーション施設	1,645.0	92.7%	129.3	1,774.3
5 保健・福祉施設	572.0	12.1%	4,174.1	4,746.1
6 学校教育系施設	5,742.8	28.0%	14,781.1	20,523.8
7 子育て支援施設	1,951.0	100.0%	0.0	1,951.0
8 産業系施設	1,462.3	92.9%	112.0	1,574.3
9 公営住宅	5,151.2	72.6%	1,939.8	7,091.0
10 医療施設	569.1	16.0%	2,988.5	3,557.6
11 観光施設	2,817.9	22.3%	9,841.4	12,659.3
12 歴史的建造物	99.0	100.0%	0.0	99.0
13 インフラ関連施設	159.7	4.7%	3,211.4	3,371.1
14 その他の施設	2,313.5	59.0%	1,610.7	3,924.2
総計	30,584.2	40.1%	45,646.8	76,231.0

一方では、更新の検討を始める必要がある、建築後 50 年以上を経過している施設の総延床面積は 4,427.2 m² (5.8%) となっており、「行政施設」、「医療施設」、「スポーツ・レクリエーション施設」、「その他の施設」における割合が多いといえます。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積 (m²)

施設の用途	築 50 年以上	築 40～49 年	築 30～39 年	築 30 年未満	計
1 行政施設	2,272.2	0.0	2,369.0	806.4	5,447.6
2 町民文化系施設	0.0	943.2	2,516.4	4,288.2	7,747.8
3 社会教育系施設	0.0	0.0	0.0	1,763.9	1,763.9
4 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	0.0	1,645.0	129.3	1,774.3
5 保健・福祉施設	0.0	0.0	572.0	4,174.1	4,746.1
6 学校教育系施設	0.0	1,291.8	4,451.0	14,781.1	20,523.8
7 子育て支援施設	0.0	0.0	1,951.0	0.0	1,951.0
8 産業系施設	50.0	120.0	1,292.3	112.0	1,574.3
9 公営住宅	0.0	2,017.6	3,133.6	1,939.8	7,091.0
10 医療施設	569.1	0.0	0.0	2,988.5	3,557.6
11 観光施設	556.5	1,424.4	837.0	9,841.4	12,659.3
12 歴史的建造物	0.0	99.0	0.0	0.0	99.0
13 インフラ関連施設	26.5	103.7	29.4	3,211.4	3,371.1
14 その他の施設	952.8	448.7	912.0	1,610.7	3,924.2
総計	4,427.2	6,448.4	19,708.7	45,646.8	76,231.0

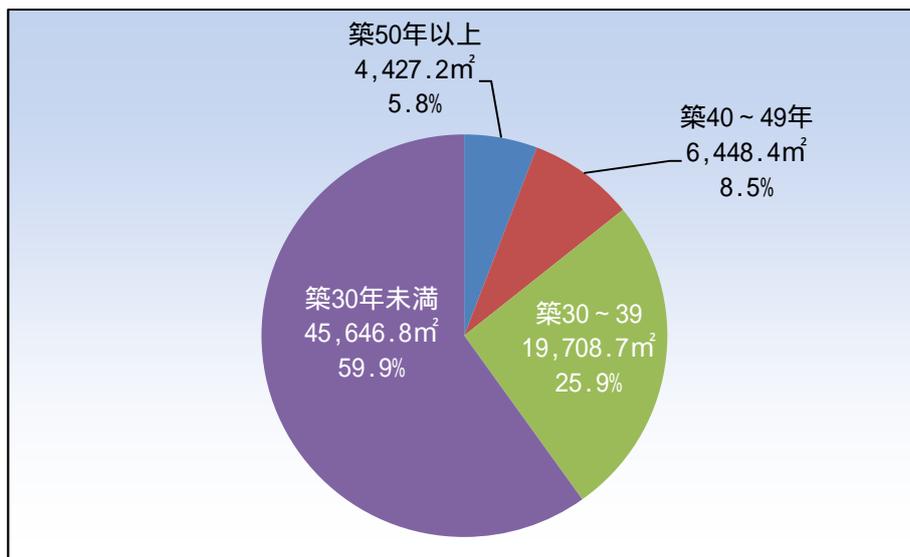


図 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積

(3) インフラ施設の状況

インフラ施設（道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路）においても、老朽化の状況に応じた更新・修繕が必要となります。

道路・橋梁の整備状況

本町における道路の総延長は432,778m、総面積は1,667,577㎡です。橋梁は町道と林道を併せて240橋を保有しており、総延長は3,835m、面積は18,537㎡です。

上水道施設の整備状況

本町における簡易水道（管路）の総延長は68,658mです。

下水道施設の整備状況

本町における農業集落排水処理施設（管路）の総延長は57,364mです。

表 2.2.3 インフラ施設の整備状況

インフラ施設	区分	数量		備考
		延長 (m)	面積 (㎡)	
1 道路	町道	321,091	1,266,826	
	林道	111,687	400,751	
	合計	432,778	1,667,577	
2 橋梁	町道	3,480	17,237	205 橋
	林道	355	1,300	35 橋
	合計	3,835	18,537	合計：240 橋
3 上水道施設	簡易水道	68,658	-	浄水場 9 施設
4 下水道施設	農業集落排水処理施設	57,364	-	処理場 5 施設

(平成 27 年 3 月末時点)

(4) 耐震化の現状

本町の公共施設においては、旧耐震基準の施設のうち耐震改修が必要な施設が、延床面積比で約2割存在しています(改修実施状況不明分を含む)。

表 2.2.4 耐震化実施状況

区 分		延床面積(m ²)	割合(%)
新耐震基準適合(耐震改修不要) (A)		57,441.6	75.4%
旧耐震基準	耐震改修実施済 (B)	492.0	0.6%
	耐震改修工事不要 (C)	1,963.1	2.6%
	要耐震改修・未実施	10,265.4	13.5%
	耐震改修実施不明	6,068.9	8.0%
計		76,231.0	100.0%
耐震化済(A)+(B)+(C)		59,896.7	78.6%

(平成27年3月末時点)

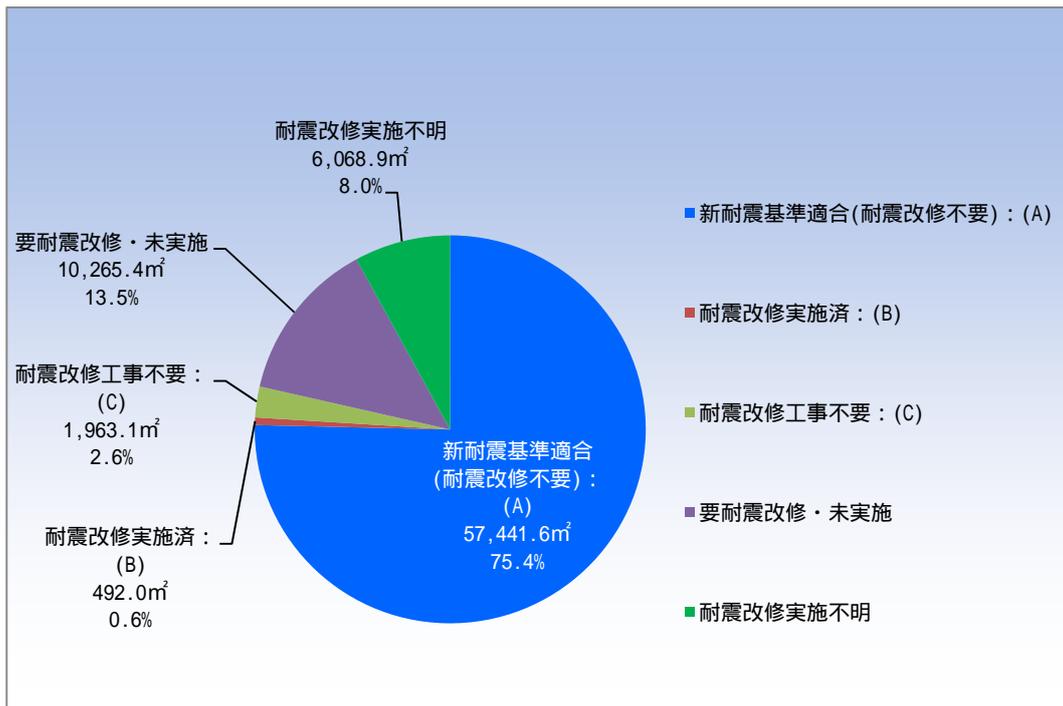


図 2.2.3 耐震診断実施状況

(平成27年3月末時点)

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本町の公共施設は老朽化と共に、今後一斉に更新や大規模改修の時期を迎えることが予想されることから、今後40年間における公共施設等の更新費用を試算しました。

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画での試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)」における試算を参照して設定します。大規模改修および建替えのライフサイクルについて下図に示します。

耐用年数の設定

単価の設定(大規模改修・建替え)

期間の設定(大規模改修・建替え)

積み残しの処理(経過期間:大規模改修・建替え)

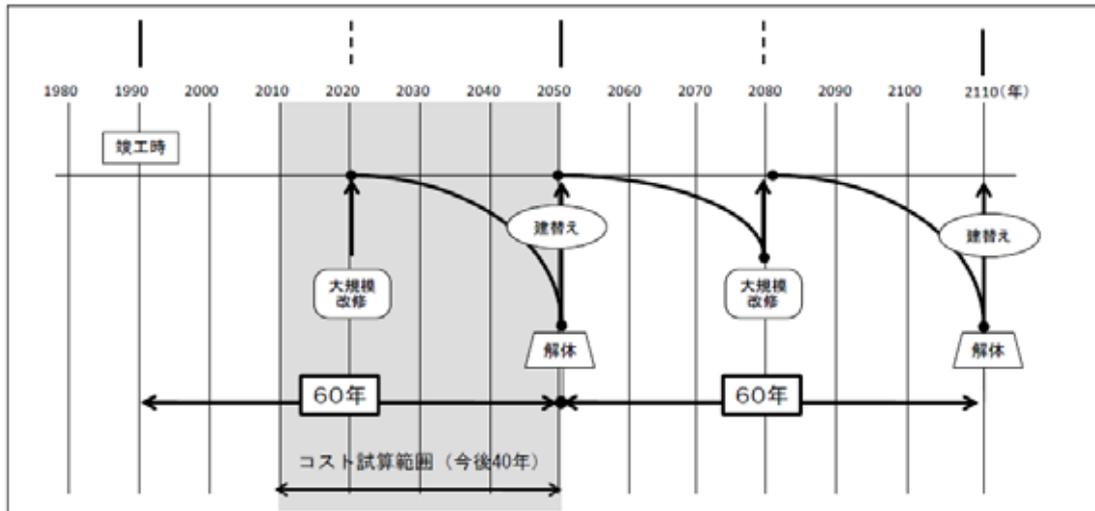


図 3.1.1 大規模改修および建替えのライフサイクル

出典：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 建替えコストの考え方

建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

建替え実施年度については、建築年度から「60年目」とします。

建替え単価の設定

建替え単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月 総務省)」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年2月)」における単価を参照して設定します。

建替えの施設別単価について、下表の「施設分類別の建替え単価」に示します。

表 3.1.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え改修単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 社会教育系施設	40 万円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
5 保健・福祉施設	36 万円/㎡
6 学校教育系施設	33 万円/㎡
7 子育て支援施設	33 万円/㎡
8 産業系施設	40 万円/㎡
9 公営住宅	28 万円/㎡
10 医療施設	40 万円/㎡
11 観光施設	36 万円/㎡
12 歴史的建造物	(試算対象外)
13 インフラ関連施設	36 万円/㎡
14 その他の施設	36 万円/㎡

観光施設はスポーツ・レクリエーション施設に順じた単価としました。

建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

建替えコストの計算例

例えば昭和35年度の建築の場合、平成32年度が建築から60年目にあたることから、59年目の平成31年度から工事を開始し、61年目の平成33年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	建替え開始		完了
	←平成31年度	平成32年度	平成33年度→

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、例えば、延床面積3,000㎡行政関連施設を建替える場合は、単価40万円なので、年間4億円のコストとなります。

例) 年間費用 = 単価 (40 万円/㎡) × 延床面積 (3,000 ㎡) ÷ 3 年 = 4 億円/年

(2) 大規模改修コストの考え方

大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

大規模改修実施年度は、建築年度から「30年目」とします。

大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年 2 月）」における単価を参照し、下表「施設分類別の大規模改修単価」に示すように設定します。

表 3.1.2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	25 万円/㎡
2 町民文化系施設	25 万円/㎡
3 社会教育系施設	25 万円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
5 保健・福祉施設	20 万円/㎡
6 学校教育系施設	17 万円/㎡
7 子育て支援施設	17 万円/㎡
8 産業系施設	25 万円/㎡
9 公営住宅	17 万円/㎡
10 医療施設	25 万円/㎡
11 観光施設	20 万円/㎡
12 歴史的建造物	(試算対象外)
13 インフラ関連施設	20 万円/㎡
14 その他の施設	20 万円/㎡

観光施設はスポーツ・レクリエーション施設に順じた単価としました。

修繕期間

大規模改修では**修繕期間を 2 年間**とし、費用を均等配分とします。

修繕コストの計算例

例えば平成 2 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 30 年目にあたることから、29 年目にあたる平成 31 年度から工事を開始し、30 年目にあたる平成 32 年度に工事完了となります。

建築年	29 年目	30 年目
平成 2 年度	← 修繕開始 平成 31 年度	完了 平成 32 年度 →

年間費用は、修繕費用を 2 等分した値になります。例えば、延床面積 2,000 ㎡の行政関連施設を修繕する場合は、単価 25 万円なので年間 2 億 5,000 万円のコストとなります。

例) 年間費用 = 単価 (25 万円/㎡) × 延床面積 (2,000 ㎡) ÷ 2 年 = 2 億 5,000 万円/年

修繕積み残し

既に建築後 30 年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後 10 年間で大規模改修を実施します。なお、建設時からの経過年数が 30 年以上 50 年未満のものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より 50 年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ施設の更新の考え方

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

道路

(ア) 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

道路の耐用年数は「15年」とします。

(イ) 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)で示される平成19年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で除して算定されたものから設定します。道路の更新単価について、下表に示します。

表3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	町道、林道	4,700 円/m ²

橋梁

(ア) 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

橋梁の更新年数は法定耐用年数の「60年」を経た年度に更新します。

(イ) 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績(道路橋年報)より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。橋梁の更新単価について、下表に示します。なお、本試算においては、林道の橋梁においても同じ単価とします。

表3.1.4 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	P C 橋 (プレストレスト・コンクリート)	42.5 万円/m ²
	R C 橋 (レインフォースド・コンクリート)	42.5 万円/m ²
	鋼橋	50.0 万円/m ²
	その他	42.5 万円/m ²

上水道施設（管路）

（ア）上水道施設（管路）の更新

上水道施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。

上水道施設の建物部分およびプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

上水道施設（管路）の耐用年数は「40年」とします。

（イ）上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における管径別の単価を参照し設定します。上水道施設の更新単価について下表に示します。

表3.1.5 上水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管および送水管	～300mm未満	10.0万円/m
上水道 配水管	～150mm以下	9.7万円/m
	～200mm以下	10.0万円/m

本計画においては、「上水道」を「簡易水道」に置き換え試算します。

下水道施設（管路）

（ア）下水道施設（管路）の更新

下水道施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で除した面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分およびプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

下水道施設（管路）の耐用年数は「50年」とします。

（イ）下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における管種別の単価、管径別の単価を参照し設定します。下水道の更新単価について下表に示します。

表3.1.6 下水道施設（管路）の更新単価

区分	管径	単価
下水道	～250mm	6.1万円/m
	251～500mm	11.6万円/m

本計画においては、「下水道」を「農業集落排水処理施設」に置き換え試算します。

2. 公共施設等に対する投資的経費の見通しおよび中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の状況

平成27年度の決算書によると、公共建築物とインフラ施設に係る投資的経費は、約10.9億円となっています。最近5か年の平均では約6.4億円となっています。この6.4億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見込み額として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の試算結果と比較することとします。

下図に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表3.2.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

施設区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5年間の平均
公共施設	178	270	269	303	508	305
道路・橋梁(町道・林道)	138	62	83	86	294	133
上水道施設(簡易水道)	154	70	134	143	246	149
下水道施設 (農業集落排水処理施設)	46	117	39	36	37	55
計	516	519	524	567	1,085	642

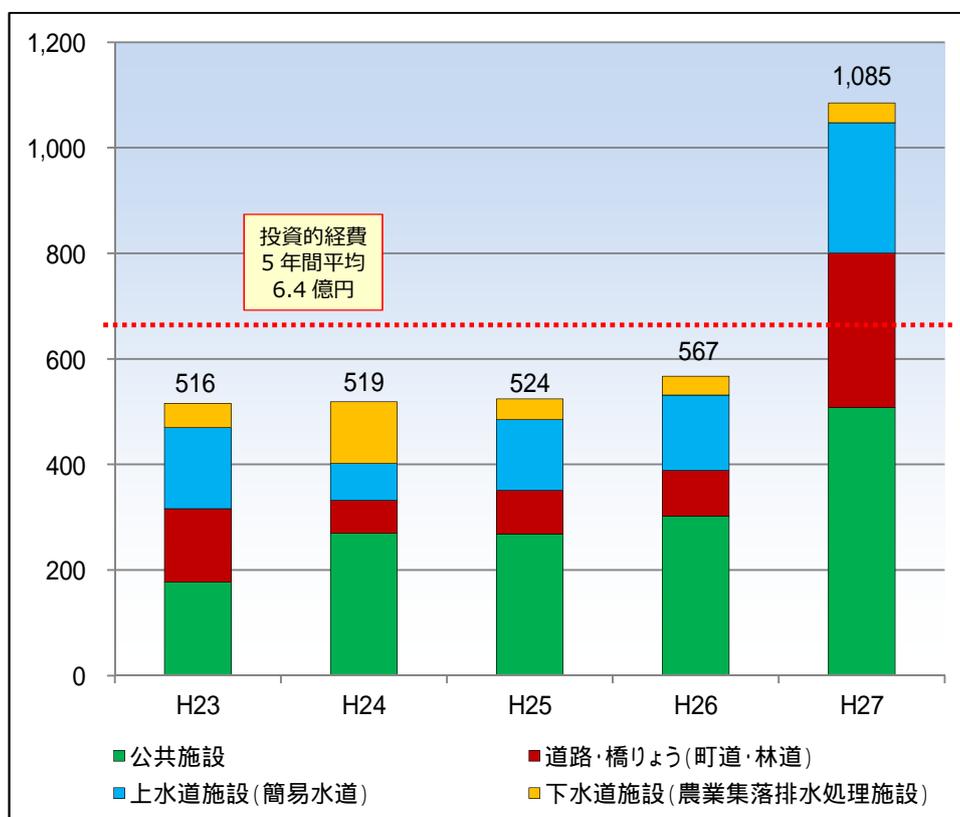


図3.2.1 投資的経費の推移

出典：地方財政状況調査

(2) 公共施設等の更新の考え方について

公共施設（建築物）における、今後40年間の更新等にかかる費用の見通し額を下記のとおり試算しました。

公共施設の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成28年度（平成29年度の見通し額から計算開始）とします。
- ・ 今後、仮に新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・ 建設後60年目で建替え（更新）し、建替え時は費用を3年間に分割します。
- ・ 建設後30年で大規模改修を実施し、改修時の費用は2年間に分割します。
- ・ 積み残しを処理する年数を10年とします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視します。

インフラ施設の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成28年度（平成29年度の見通し額から計算開始）とします。

道路・橋梁

- ・ 道路：総面積で試算を実施、橋梁：（年度別の橋梁面積で試算を実施）
- ・ 道路舗装部の更新は、耐用年数（15年）を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・ 橋梁の更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

上水道施設（管径別に集計した延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 上水道施設の建物については、大規模改修は30年、建替えは60年で更新の試算をします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

下水道施設（管径別・整備年度ごとの延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 下水道施設の建物については、大規模改修は30年、建替えは60年で更新の試算をします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

公共施設（建築物）およびインフラ施設について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に掛かる費用の見通し額を、下記のとおり試算しました。

【試算結果】

全ての公共施設等

全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約6.4億円

（平成27年度までの5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く）

年間更新費用：約15.9億円（40年間総額：約636.5億円）

年間不足額：15.9億円 - 6.4億円 = 約9.5億円不足

表3.2.2 今後40年間に於ける改修・更新等にかかる将来費用試算結果（億円）

公共施設等区分	試算期間	当初10年間 (H28~37)	11~20年目 (H38~47)	21~30年目 (H48~57)	31~40年目 (H58~67)	合計	年間平均
公共施設		54.2	42.6	69.8	88.1	254.7	6.4
道路（町道・林道）		52.3	52.3	52.3	52.3	209.0	5.2
橋梁（町道・林道）		10.2	27.2	26.1	9.2	72.8	1.8
上水道施設（簡易水道）		16.7	16.7	16.7	16.7	66.9	1.7
下水道施設 （農業集落排水処理施設）		1.6	1.6	3.4	26.6	33.2	0.8
合計		135.2	140.5	168.4	193.0	637.1	15.9

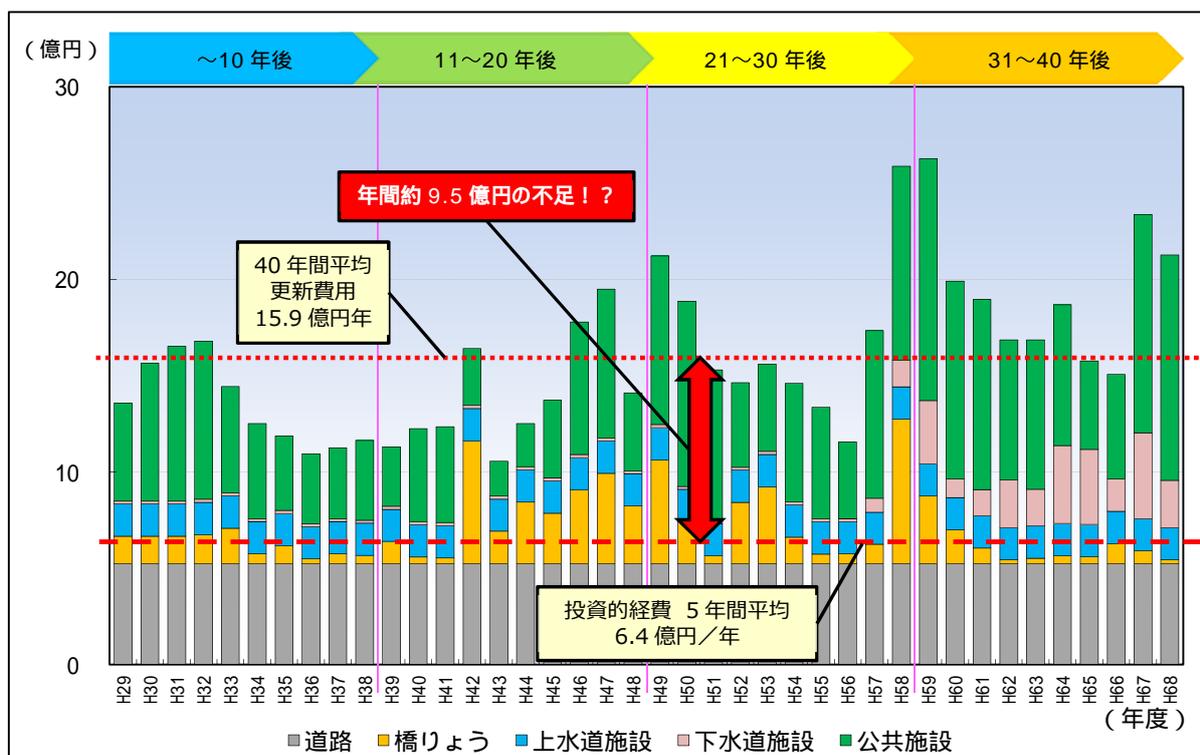


図3.2.4 今後40年間に要する維持更新費（全ての公共施設・インフラ施設）

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の約4割あります。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設せずに既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後40年間で約636.5億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（2）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成27年の4,614人から平成52年には約3,035人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が次第に進行するものと思われれます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

人口ビジョンによる平成27年度の推計人口です。
平成27年国勢調査による人口は4,470人です。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、今後の生産年齢人口減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、公共施設やインフラ施設の更新等費用の実績が年平均6.4億円であることに對し、今後40年間では年平均15.9億円の費用が必要になるものと試算されたことから、限られた財源の中で効率的な公共施設の維持管理および運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止および取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

< 供給に関する基本方針 >

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置およびニーズの変化への対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態および需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

< 品質に関する基本方針 >

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立および民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

< 財務に関する基本方針 >

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

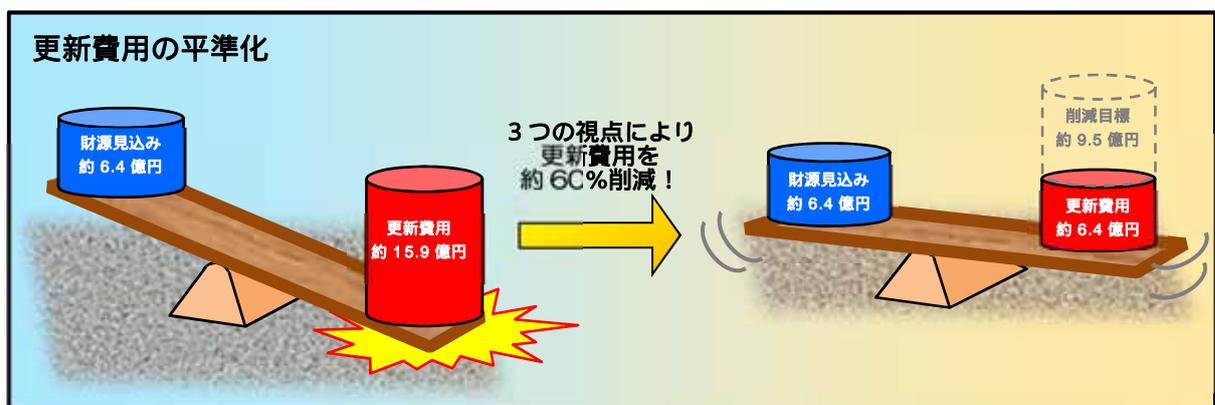
長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民が連携することで、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

以上の視点により、公共施設等の将来更新費用が不足されると見込まれた、年間約 9.5 億円の不足分を解消するために、今後 40 年間に見込まれる公共施設の将来更新費用 15.9 億円のうち約 60%（年間約 9.5 億円）を削減することを目標とします。



3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設

本町の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の約4割を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も含めた施設においても、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月および建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「ア）旧耐震基準」、「イ）新耐震基準（前期）」、「ウ）新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
ア）旧耐震基準	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
イ）新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
ウ）新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

ア）旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

イ）新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する公共施設（昭和50年代）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

ウ）新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

インフラ施設

インフラ施設は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理および修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

インフラ施設

インフラ施設は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設および維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3)安全確保の実施方針

公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

インフラ施設

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ施設の安全性の確保に努めます。

(4)耐震化の実施方針

公共施設

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設が延床面積比で4割弱あることから、今後も「只見町耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

インフラ施設

インフラ施設は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5)長寿命化の実施方針

公共建築物

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

公営住宅については、「只見町営住宅長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

インフラ施設

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定済みの橋梁については、「只見町長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

インフラ施設

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「只見町集中改革プラン」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます

情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状および課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

今後、下記に方針を踏まえて、住民主体の地域づくりを行います。全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の建替えや統廃合、利活用を含めた再配置に係る運営方針を検討していくこととなります。

(1) 行政施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で7.1%を占め、只見町役場(本庁舎)と只見町教育委員会(分庁舎)の2施設を保有しています。 ● 平成5年に増築しており、築30年以上の延床面積の割合は85.2%を占めており、最も古い建物としては、只見町役場(本庁舎：昭和35年3月建築)があげられます。 ● 只見町役場(本庁舎)は旧耐震基準(昭和56年5月31日)であり、耐震改修も未実施のため早急な暫定移転を検討しています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。

(2) 町民文化系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で10.2%を占め、集会施設や公民館等の31施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で44.7%とやや多く、最も古い建物では明和振興センター(昭和45年3月建築)があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築年不明の建物の耐震性の調査を行うとともに、日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。

(3) 社会教育系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.3%を占め、ただみブナと川のミュージアム、会津只見考古館の2施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合はありません。一番古いものでも、会津只見考古館（平成3年3月建築）となっています。 ● 全て新耐震基準（昭和56年6月1日以降）の建物であり、耐震性を満たさない施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 継続し機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。 ● 引き続き、指定管理者制の活用等の民間活力を導入することにより、効果的な維持管理を推進すると共に、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等を強化し、仕様の水準を改善することにより、耐久性の向上や予防保全の維持管理による修繕周期の延長など、将来施設にかかるライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 郷土をアピールする観光資源としての位置付けも担うよう、魅力ある施設づくりを行います。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.3%を占め、町下広場、多目的活性化広場、只見町民体育館の3施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で92.7%を占めており、最も古い建物では町下広場管理棟（昭和55年3月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● PPP / PFI 等による民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(5) 保健・福祉施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で6.2%を占め、社会福祉活動センター「やまびこ」、保健福祉センター「あさひヶ丘」、介護老人保健施設「こぶし苑」の3施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で12.1%を占めており、最も古い建物では社会福祉活動センター「やまびこ」(昭和58年3月建築)が該当します。 ● 全て新耐震基準(昭和56年6月1日以降)の建物で、耐震性を満たさない施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。

(6) 学校教育系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で26.9%を占め、小学校や中学校、学校給食センター、教員住宅等の14施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で28.0%を占めており、最も古い建物では奥会津学習センター(昭和50年3月建築)があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」(平成27年4月)を踏まえ、学校施設長寿命化に取り組みます。 ● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。 ● 老朽化が進行している施設の修繕・改築等と併せて、小・中学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、改修・更新も含めた今後の施設のあり方を検討します。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(7) 子育て支援施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.6%を占め、只見保育所、朝日保育所、明和保育所の3施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で100.0%と全てが該当しており、老朽化が進んでいます。最も古い建物では明和保育所（昭和54年11月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(8) 産業系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.1%を占め、ただみ養魚場、生産物直売所「そば道場」、誘致企業工場「セイワ電子」、只見町下請等共同作業所、農業機械格納庫の5施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設は、延床面積比で92.9%を占めており、老朽化が進んでいます。最も古い建物では農業機械格納庫があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(9) 公営住宅

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で9.3%を占め、沖下団地や三石団地等の14施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で72.6%とやや多く、最も古い建物では沖下団地1号棟・2号棟（昭和43年3月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等長寿命化計画策定指針を踏まえ、「只見町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(10) 医療施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で4.7%を占め、朝日診療所、朝日診療所医師住宅等の5施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で16.0%を占めており、最も古い建物では朝日診療所医師住宅、朝日診療所医師住宅（唱平）、朝日診療所医師住宅（石頭）車庫があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(11) 観光施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で16.6%を占め、青少年旅行村や交流促進センター「季の郷・湯ら里」、歳時記会館、山村のくらし体験施設、河井継之助記念館等の15施設が該当します。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で22.3%を占めており、最も古い建物では山村のくらし体験施設・森林の分校ふざわ（昭和33年12月建築）等があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● 指定管理による民間運営を行っている施設は、引き続き、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ることで必要なサービス水準を確保し、観光施設としての魅力度を高めます。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(12) 歴史的建造物

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で0.1%を占め、旧五十嵐家住宅（江戸中期建築）1施設のみが該当します。 ● 昭和47年5月に国重要文化財に指定されています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 見学者が訪れることによる汚損・破損をなるべく最小限に留められるよう、日常点検や定期点検等を実施すると共に、シロアリ被害等の予防保全に努めます。また、雪害や火災等の災害対策を万全にすることで建造物を保護し、文化財としての価値を維持します。 ● 歴史的・文化的な価値を伝承することで、文化財保護の重要性を将来に渡って引き継ぎます。 ● 地域の文化を内外にアピールする観光資源としても活用します。

(13) インフラ関連施設（建屋）

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で4.4%を占め、浄水場や汚水処理場、ポンプ場等の20施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で約4.7%を占めており、最も古い建物では黒谷第1浄水場（昭和31年3月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、上・下水道施設に係る各種計画・指針を踏まえた、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(14) その他の施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で5.1%を占め、公衆トイレやスクールバス車庫、スノーステーション、倉庫、布沢簡易郵便局等の23施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で59.0%とやや多く、最も古い建物では只見スクールバス車庫、朝日スクールバス車庫、つつじヶ丘広場便所があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 ● 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。 ● 機能移転する施設のうち、耐震診断が未実施・不明な施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路・橋梁

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路としては、町道を 321.1 km、林道を 111.7 km 保有しています。 ● 橋梁としては、町道を 3,480m、林道を 355m 保有しています。 ● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。 ● 整備後 50 年以上を経過する橋梁は、面積比で町道が 8.2%、林道が 22.7% となっています（整備年度不明の橋梁を除く）。 ● 整備後 30 年以上を経過する橋梁は、面積比で町道が 65.4%、林道が 77.6% となっており、全体的に老朽化が進行しつつあります（整備年度不明の橋梁を除く）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。橋梁の定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づく適正な維持管理を推進します。 ● 道路・橋梁は、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 「只見町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(2) 上水道施設（管路）

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道として、導水管と配水管を併せて約 68.7 km を保有しています。 ● 管径 75mm ~ 100mm 以下の配水管が延長比で 46.6% を占めており、次いで管径 125mm ~ 150mm 以下の配水管が 21.7% を占めています。 ● 耐震管の整備率が 13.2% と低いとため、耐震化を推進する必要があります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 水道事業基本計画に基づき、配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。 ● 上水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(3) 下水道施設(管路)

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業集落排水処理施設として、約 57.4 k mの管路を保有しています。 ● 管路の布設年度が判明しているものは全て平成 7 年以降の布設とされ、新しい管路が多いといえる一方で、布設年度が不明の管路も 22.9%を占めています。 ● 布設後 10 前後年の管路は、30 年から 40 年後に更新時期を迎えます。この年代の管路は 8 割近くを占めており、30 年から 40 年後に集中的に更新費用がかかることが予想されます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。 ● (公社)日本下水道協会の「下水道維持管理指針(平成 26 年 9 月)」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 公共下水道は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成 25 年 9 月国土交通省)」および下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。 ● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取組みは、各部門の横断的かつ一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

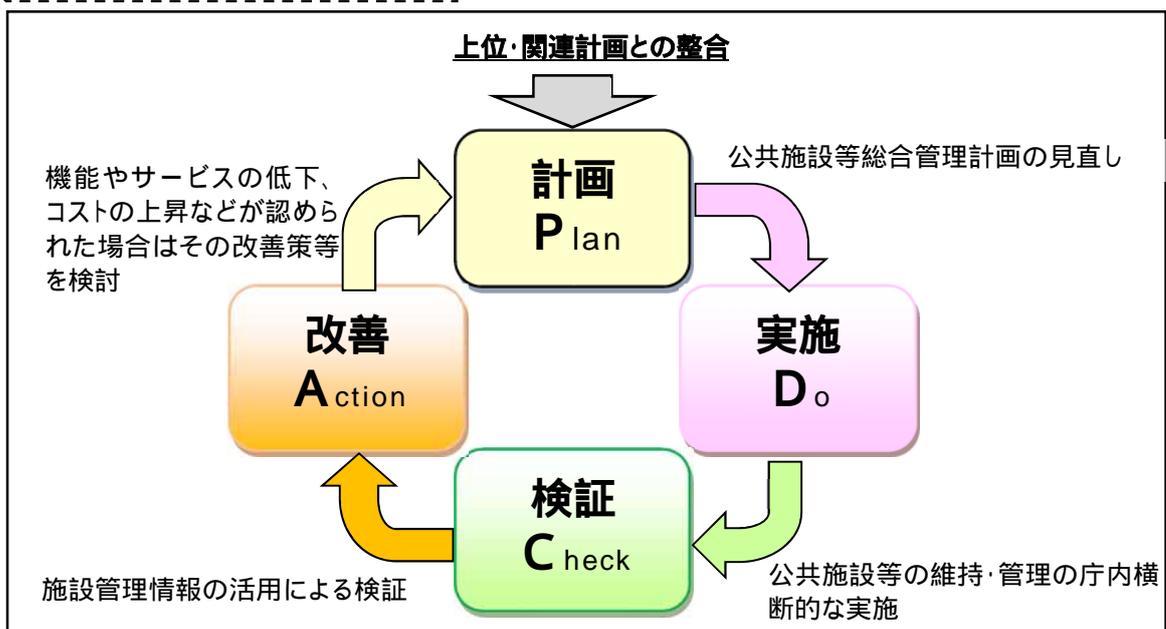
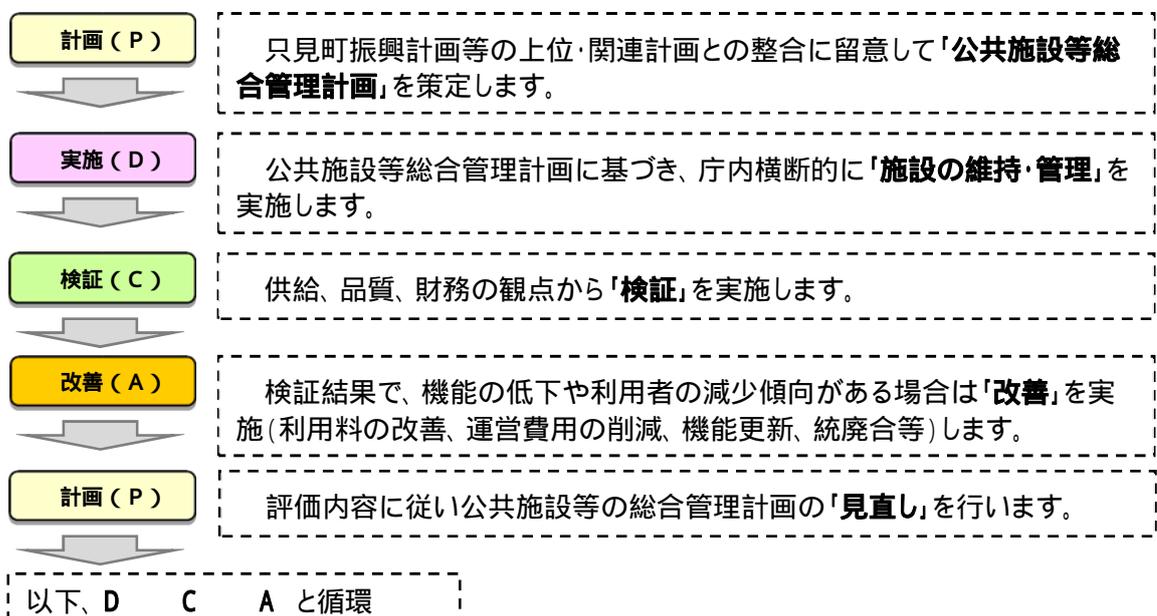


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

只見町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

【この計画に関するお問合せ先】

只見町役場 総合政策課

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

電 話 : 0241-82-5220

F A X : 0241-82-2117